

## 陸上交通法

## (改正版)

## 第1編

## 総則

## 第1条 目的 (改正)

この法令は、利便、円滑、安全及び秩序のための組織に関する原則、規則及び制度、陸上交通に関する活動、管理、監視及び検査を定める。交通機関と関係する交通事故、通行混雑の減少、道路、環境、生命、個人及び公共財産の保護は国防・治安維持業務、国家社会経済に関与し、さらに、国際統合を目的とする。

## 第2条 陸上交通 (新)

陸上交通とは陸路において交通法を適正に行うことより、様々な乗物及び自動車を用いる又は用いらずに、人及び動物が往来する通行のことである。

## 第3条 用語説明

この法令において用いる単語はこのような意味を有する：

1. 交通法とは陸上交通に関する詳細な規則のことを意味する
2. 交通標識とは陸路における交通法の行動を示す標識のことを意味する
3. 標示とは車道、路肩、歩道、道路沿い及び縁石に標識を設置、線、文字、絵によって陸路における交通法を示す物を意味する
4. 運転免許証とは公共事業運輸部門が交付する自動車運転の許可証のことを意味する
5. 道路使用者とは陸路における自動車運転者又は利用者、歩行者又は動物管理者、道路清掃員、道路工事員、交通の標識及び標示設置者のことを意味する
6. 道路とは陸上交通の用に供するために設けた区域のことを意味する

7. 通りとは都市内の陸上交通の用に供する全ての道路又は通路のことを意味する
8. 車道とは自動車交通の用に供する道路部分のことを意味する
9. 通行帯とは定めた基準による道路の長さ及び幅で車道を区分けした道路部分のことを意味する
10. 交差点とは同等の車道が2つ以上の道路で交わる道路のことを意味する
11. 分岐路とは複数の道路となって分かれている道路のことを意味する
12. 停車とは原動機を止めずに運転者は運転席に座っている必要があり、道路又は通りにおける制限地点において自動車の動きを短時間停止することを意味する
13. 駐車とは原動機を止めて運転者は自動車から降りて、道路又は通りにおける制限地点において自動車の動きを停止することを意味する
14. 牽引自動車とは牽引物の牽引の用に供し、原動機による移動運転装置を有する自動車のことを意味する
15. セミトラクターとは牽引自動車に連結する車両のことを意味する
16. フルトラクターとは一般貨物自動車に連結する車両のことを意味する
17. 特別通行とは緊急職務中で警報信号装置を有する指導者、外国来賓の車列、病院車、消防車、災害救助車、国防部隊・治安維持部隊車のことを意味する
18. 密集地区とは密集した居住人口を有する地域のことを意味する
19. 自動車とは原動機により走行する乗物を意味する

## 第4条 (改正) 陸上交通業務に関する原則

政府は陸上交通制度を最新の科学、技術及びテクノロジーを用いる

# 陸上交通法

ことにより発展、建設修復、設置及び維持を効率的、かつ、持続的な投資を国内外の個人、法人又は組織へ普及促進する。

政府は都市交通に利便、円滑、安全及び秩序を保障するため、都市の大衆運輸業務発展の普及促進を行うと共に環境及び都市となることに影響が及ばないようにする。

## 第5条 陸上交通業務に関する原則

陸上交通業務はこのような原則により行わせる

1. 陸上交通業務へは調和した規則を有させ、かつ、近代化を進めるため、国家社会経済発展計画、交通安全戦略計画及び行動計画との適合性を保障
2. 社会全体における個人及び組織の責任及び関与により秩序、安全性、利便性、円滑性、継続の保障
3. 緊密な連携を基礎として中央及び地方における部門間管理の区分け、また、全国区域における統一性を保障
4. 個人、法人又は組織の自動車管理及び使用に保安基準及び安全性を保障
5. ラオス人民民主共和国は締結国となる条約及び国際協定に基づき、地域及び国際とラオス人民民主共和国陸上交通法の適合性を保障

## 第6条 道路使用者制限 (改正)

ラオス人民民主共和国領土内における道路を通行するラオス国民、居留外人、無国籍者及び外国人はこの法律及び他の関係法を尊重して厳格に従う必要があり、それと共に陸上交通分野の構造基盤及び道路交通用設置物の維持及び修復に関与する必要がある。

## 第7条 法令適用範囲 (新)

この法令は交通管理と関係する国内外の個人、法人及び組織： ラオス人民民主共和国における陸上交通分野の構造基盤及び道路交通用設置物の建設、事業活動のために用いる。

## 第8条 国際協力 (新)

政府は、教訓、情報、科学技術及びテクノロジーの交流、職員の育成、管理、向上、支援の分割、投資分野の協力を行い、ラオス人民民主共和国は締結国となる条約及び国際条約を行うことにより、陸上交通業務に関する外国、地域及び国際との関係、協力を広げ促進する。

## 第2編

### 陸上交通

#### 第1章

## 陸上交通規則

### 第9条 一般規則 (改正)

ラオス人民民主共和国における陸上交通は右側通行を用い、道路使用者は通行帯を定めた方向によって進む必要がある。そして、この法律及び交通法に厳格に従う必要がある。

陸上交通法を多くの形態により一般社会へ認識させる普及を就学前、一般、専門職及び組織制度を含めた各課程の学習・教授に取り入れる必要がある。

### 第10条 歩行者用規則 (新)

街中、市における道路を渡る歩行者用に定めた道路を歩くのはこのように行う：

- 歩行者用に定めた道路を歩く。歩道が設けられていないならば、自分を対向車へ見分けさせるため、道路左側を規則正しく歩く。多くの歩行者が一緒であるならば、道路沿いへ寄って1列で歩く。許可を受けた観兵式、公式行進、宗教式典行進、葬列又はその他の行進は除く。
- 横断歩道、信号機設置場所、歩道橋、トンネル又は制限区域を横断する。この制限された横断場所が設けられていないならば、安全と思われる場所を横断する。

さらに、全ての者は老人、児童、障害者及び自助不能者の道路横断を補助する義務を持つ。

### 第11条 家畜管理規則 (改正)

幹線道路における動物全ての飼育及び放し飼いは許可しない。道路における動物の移動は管理者を必要とし、交通規則に従う必要がある。

家畜が原因で交通事故が起きた場合、飼主又は動物管理者は契約及び契約外責務法の定めによりその家畜損害に対する責任を負う必要がある。

動物の飼育場所又は頻繁に移動する道路においては、運転者へ注意させるための動物危険警告標識を設置する必要がある。その警告標識設置区域内において交通事故が起きた場合、運転者は発生した損害に対し責任を負う必要がある。

### 第12条 運転者用規則 (新)

全ての自動車運転者は主な義務及び責任をこのように負う：

- 必要文書：運転免許証、登録証、保安検査証、道路税支払証、保険証を携帯する必要がある、貨物自動車及び旅客自動車についてはその他の関係文書を携帯する必要がある

- 移動における安全性、かつ、支障のないことを保障するため、定期的に自動車保安点検を行う
- 陸上交通管理係官の検査へ協力して円滑に行わせる
- 交通事故発見時、交通警察官へ通報して負傷者救助を行わせる
- 特別通行のために停止をして道路を譲る
- 道路を横断する歩行者を優先させる
- 道路において障害、故障した自動車がある場合、自動車を急いで通行帯から出して移動する

## 第2章 自動車運転

### 第13条 運転免許証受験資格 (新)

運転免許証取得試験はこのような条件が必要:

- 運転学習課程修了証明書の取得
  - 健康診断書の取得
  - 陸上交通法14条に定めた年齢を満たしている者
- 試験及び運転免許証交付は公共事業運輸省の規則に厳格に従う必要がある
- 先天性身体障害者及び肢体不自由者の運転免許証取得条件は特別規則に定めている

### 第14条 運転免許証取得受験者年齢 (新)

各種類の運転免許証取得受験者は経験及び年齢をこのように満たす必要がある:

- 排気量125cc以下の自動二輪車に関しては15歳以上
- 排気量125cc以上の自動二輪車、自動三輪車、荷台付耕運機、耕運機、自家用貨物車及び運転者含む座席9席以下又は車両総重量3,500Kg以下特殊貨物自動車、運転者含む座席9席以下の旅客自動車に関しては18歳以上
- 貨物総重量3,500Kgから7,000Kgの貨物自動車、大型耕運機、運転者含む座席10席以下の旅客自動車、セミトラクター牽引自動車に関しては21歳以上
- 貨物総重量15,000Kg以下の貨物自動車、セミトラクター牽引自動車、車両総重量750Kg以下フルトラクター牽引一般貨物自動車、座席35席以下の旅客自動車に関しては25歳以上
- 車載積載量15,000Kg以上の貨物自動車、セミトラクター牽引自動車、車両総重量750Kg以上のフルトラクター牽引一般貨物自動車及び座席36席以上の旅客自動車に関しては28歳以上

### 第15条 運転免許証 (新)

ラオス人民民主共和国における自動車運転免許証は国内運転免許証及び国際運転免許証を交付する。

国内運転免許証は相互に運転免許証を認可した国内において用いるため、ラオス人民民主共和国における試験に合格したラオス国民、居留外人、無国籍者、外国人へ交付する。有効期限は5年間とし、5年毎に更新できる。

国際運転免許証はラオス国民、居留外人、外国人へ交付する。運転免許証の寸法、形態、基準は特別規則に定めている。

### 第16条 自動車種類による運転免許証の種類 (改正)

国内運転免許証は自動車の種類によりこのようなラテン文字とする:

- A : 排気量125cc以下の自動二輪車
  - A1 : 排気量125cc以上の自動二輪車
  - A3 : 荷台付耕運機、耕運機
- B : 車両総重量3,500Kg以下、運転者含む座席9席以下の乗用自動車
- C : 車両総重量3,500Kgから7,500Kgの貨物自動車
  - C1 : 車両総重量7,500Kgから15,000Kgの貨物自動車
  - C2 : 車両総重量15,000Kg以上の貨物自動車
- D : 車輪4輪以上で座席15席以下の旅客自動車
  - D1 : 座席16席から35席の旅客自動車
  - D2 : 座席36席以上の旅客自動車
- E : 乗用自動車 (B)、貨物自動車 (C) 及び総重量750Kg以下のフルトラクター牽引旅客自動車 (D)
  - E1 : 総重量750Kg以下のフルトラクター牽引貨物自動車 (C2)

### 第17条 外国運転免許証 (改正)

外国運転免許証とは外国において交付された自動車運転の許可証である。

ラオス人民民主共和国は国際免許証又は相互認可国の運転免許証携帯者の外国運転免許証を認める。

### 第18条 運転及び積載 (改正)

貨物自動車、また、旅客自動車の運転及び積載はこのように行う:

- 自転車は後部へ1人乗せることができる
- 自動二輪車は後部へ1人、さらに11歳以下の小児1人を乗せる

## 陸上交通法

ことを許可する。運転者及び後部同乗者は基準を満たすヘルメットの着用が必要である

- 三輪自転車、側車付自動二輪車は運転者含む3人を乗せることができる
- ジャンボ型三輪旅客自動車<sup>1</sup>は乗車5人以下又は貨物積載量300Kg以下とする。トゥクトゥク型、スカイレップ型三輪旅客自動車<sup>3</sup>は乗車9人以下又は貨物積載量550Kg以下とする
- セダン型自動車、ジープ型自動車、ワンボックス型自動車、荷台付自動車は生産工場の基準により積載する
- 車輪4輪以上の自動車運転者は前部同乗者を含めて座席ベルトの装着が必要である。当該座席ベルトの装着が不可能である小児は特別座席を用いる

### 第19条 制限速度及び車間距離 (新)

ラオス人民民主共和国における道路において各種自動車走行最高速度をこのように定める：

- 街、市、密集地区内における道路の通行に関しては時速40Km以下とする
- 市外地の幹線道路における乗用自動車全種及び排気量125cc以上の自動二輪車の通行に関しては時速90Km以下とする。
- 市街地の幹線道路における商品貨物車、旅客自動車及び排気量125cc以下の自動二輪車の通行に関しては時速70Km以下とする。

この他、それぞれの道路において定めた最高速度は制限速度標識に従って走行する。

自動車2台が同一通行帯を走行して前方自動車が急停止した場合、後方自動車は安全の保障のため、道路、天候、車両積載貨物の寸法及び重量状態に適した距離を保つ必要がある。

2つ以上の車列は車列間距離を少なくとも150m、そして、車列内車間距離を少なくとも25mに保つ必要がある。

この条項において定めた最高速度は特別通行自動車及び交通事故、負傷者、火事、洪水及びその他の緊急事態が起こった場合の緊急自動車には適用しない。

### 第20条 運転者体内アルコール (新)

全ての自動車運転者体内の超えてはならない最高のアルコール濃度はこのようになる：

1. 全ての自家用四輪自動車の運転者
  - 呼気中： 0.24mg/l (BrAC: Breath Alcohol Concentration)
  - 血中： 50mg/100ml (BAC: Blood Alcohol Concentration)
  - 尿中： 66.5mg/100ml (Urine)
2. 全ての被雇用者貨物自動車の運転者
  - 呼気中： 0mg/l (BrAC)
  - 血中： 0mg/100ml (BAC)
  - 尿中： 39.9mg/100ml (Urine)

陸上交通管理係官は運転者の呼気中アルコール濃度検査を行う権利を有する。

負傷者、死亡者、破損物を有する交通事故の場合、医師は検察官による起訴の情報として用いるため、交通事故を起こした運転者及び相手の血中及び尿内アルコール濃度検査を行う職務を有する。

## 第3章 交通警報装置

### 第21条 交通警報装置 (新)

交通警報装置構成：

- 交通標識
- 交通信号
- 交通標示

交通警報装置は全国において同一の装置である必要がある。運転者は交通警報装置を厳格に従う必要がある。

### 第22条 交通標識 (新)

交通標識とは標示のことである。道路において交通法を行わせる表示であり、様々な標識の分類はこのようになる：

- 警戒標識
- 規制標識

<sup>1</sup> 自動二輪車用の原動機 (スズキ) を搭載して、変速は足で行う。車輪が自動二輪用の細い車輪である小型三輪自動車タクシー

<sup>2</sup> 軽貨物自動車用の原動機 (ダイハツ) を搭載して、変速は手動で行う。車輪が多少太く、運転席前部全体が風防で覆われ、原動機も覆われている小型三輪自動車タクシー

<sup>3</sup> 軽貨物自動車用の原動機 (ダイハツ) を搭載して、変速は手動で行う。車輪が多少太く、車体はジャンボ型三輪旅客自動車よりも大きくなる小型三輪自動車タクシー

- 指示標識
- 道路案内標識
- 官庁場所標識
- 補助標識

標識を分類したそれぞれの意味及び形式は交通法で定めている。

## 第23条 交通信号機 (新)

交通信号機とは灯火、色、音声、人及び複製人形による道路交通表示のことである。

灯火による信号機を構成する3色はこのようになる：

- 赤色灯火は進行禁止である
- 黄色灯火は注意、停車である
- 青色灯火は進行してよいである

## 第24条 交通標示 (新)

交通標示構成：車道において設置、線、文字、絵を描いた標示のことである。

通行を注意して円滑にするため、路肩、道路台、縁石、標柱、安全防止手摺、方向表示矢印、中央線、車両通行分離線、横断歩道線及びその他へ標示する。

## 第25条 交通警報装置設置 (新)

標識、交通標示、交通信号機は標準技術による品質を有す必要があり、公共事業運輸省の規則により適正な設置を行う必要がある。人による交通信号については治安維持省の規則に従う必要がある。

公共事業運輸係官は設置有権者であり、交通信号装置の恒久的管理者である。

交通警察又は国道警察は交通警報装置を一時的に設置及び管理する権利を有する。

## 第4章 陸上交通管理

### 第26条 陸上交通管理係官構成 (改正)

1. 交通警察は街内における交通の円滑、管理及び検査の職務を有する
2. 国道警察は郊外における交通の円滑、管理及び検査の職務を有する
3. 公共事業運輸係官は運輸分野の技術及び基盤検査の職務を有する
4. 陸上交通管理係官からの委任者は制服及び標章を有す必要がある。

る。政府は同係官へ自動車及び必要な専門技術機器を揃える

### 第27条 陸上交通管理係官の義務 (改正)

職務時、陸上交通管理係官は制服、標章、名札を着用する必要がある。また、治安維持省、公共事業運輸省の規則により厳格に行動する。毎回の検査職務に少なくとも3人は必要である。

陸上交通管理係官は交通事故発生、障害物、通行混雑又は特別通行がある場合は直ちに解決を行う必要がある。

陸上交通管理係官は交通信号機よりも上の権利を有する。

### 第28条 交通警察及び国道警察の権利及び職務 (改正)

交通警察及び国道警察は権利及び義務をこのように有する：

1. 陸上交通及び関係機関に関する法律を尊重して、円滑に管理及び検査を行う
2. 運転者状態、運転者文書及び自動車文書の検査、運転者の呼気内アルコール及び自動車全ての速度検査を行う
3. 法律違反者に対する指導教育、罰金又は起訴を行う
4. 死亡者、重傷者を出す交通事故を引き起す又は交通事故後に逃走した違反者と共に自動車も拘束する
5. 負傷者を出す交通事故を引き起し、また、相手と損害に対する責任関係の同意が出来ない場合、保険へ加入していない自動車を拘束する
6. 違法駐車、交通障害になる自動車の牽引及び車輪固定を行う
7. 自動車の黒煙、白煙、騒音の検査を行う
8. 拘束自動車と機器を正しく管理する
9. 道路における交通違反者の情報収集、追跡、また、実動部署係官への事件通報を行う
10. 事件現場に関する検証、事件記録、写真及び図面作成を詳細、明確、不足がないように直ちに行う
11. 法令によるその他の権利及び義務を行う

さらに国道警察は幹線道路における陸上貨物検査において公共事業運輸係官と協力、連携する権利及び職務を有する

### 第29条 公共事業運輸係官の権利及び職務 (改正)

公共事業運輸係官は権利及び職務をこのように有する：

1. 被雇用貨物及び特定貨物自動車の運転者及び常勤職員、貨物車全ての積載の検査、車体保安検査、陸上貨物事業を円滑に管理、また、検査を行う
2. 道路における交通の秩序を円滑に管理、また、整理を交通警察と協力、調整する
3. 解決改善ために道路交通用設置物、交通障害物及び道路状況の通

# 陸上交通法

常検査を行う

## 第30条 正式委託者（新）

正式委託者はどの特定時間においても交通の秩序、また、円滑に管理する支援を委託して行う個人又は志願者である。

正式委託者の権利及び職務は特別規則に定めている。

## 第31条 道路交通事故調査及び解決（改正）

交通事故発生通報を受けた時： 交通警察又は国道警察は法律による解決のため、事件現場関係の検証、記録、写真及び図面作成、事件関係者及び証人を含めた取り調べを詳細、明確、不足のないよう直ちに行う責任を有し、交通事故現場から自動車及び障害物を急いで移動する。

## 第5章

### 道路建設及び修復

## 第32条 道路建設事業（新）

全ての道路建設事業は交通安全試験調査をこのような順番により通す必要がある：

- 事業の能力教育
- 初期設計
- 建設設計
- 建設期間
- 使用開始事前期間

各順序は特別規則に定めている。

## 第33条 道路建設及び修復（新）

道路建設及び修復は環境及び社会に対する影響を減らすこのような保障が必要である：

- 通行の利便性、円滑及び秩序の保障
- 遠距離でも容易にはっきりと見ることのできる信号標識、光線を反射する警戒標示の設置、夜間、暗い天候時においては光線灯及び危険警戒信号灯を設置して安全を保障する
- 先天性身体障害者、肢体不自由者及び自助不能者への便宜を図る
- 計画通り、迅速、期日通り、また、高品質による建設又は修復を保障する

## 第3編

### 車両保安基準検査及び管理

## 第1章

### 車両保安基準

## 第34条 乗物種類（改正）

ラオス人民民主共和国において使用する乗物は2種類ある： 原動機により走る種類及び原動機により走らない種類がある。

原動機により走る乗物の構成は、二輪、三輪、四輪以上の乗物のことであり、原動機により運転する全ての種類の大型特殊自動車も含む。

原動機により走らない乗物の構成は、二輪自転車、三輪自転車、牛車、手押し車及びその他に人又は動物により牽引、押す乗物のことである。

## 第35条 自動車技術検査（改正）

ラオス人民民主共和国において登録、また、使用するために輸入、生産、組立を行う全ての種類の自動車は国際基準を満たした製造工場基準に適合する組立機器を有し、公共事業運輸省が定めた基準に適合する品質を有し、ラオス人民民主共和国が加盟する条約及び国際協定と合致している必要がある

十輪以上の全ての貨物自動車については、左側操縦である必要があり、左側交通を用いている越境運輸事業の貨物自動車を除いて、陸上運輸法15条の最終区に定めている。

## 第36条 車両保安基準検査（改正）

道路を通行する全ての自動車は定期的に厳格な保安基準検査を合格して、公共事業輸送省が保障する保安基準検査センターからの検査証明書を受ける必要がある。

## 第37条 自動車修理（改正）

自動車修理は交通の障害にならず、環境に対する影響を与えず、安全を保障して、かつ、公共事業運輸省が決めた保安基準に適合する必要がある。

修理店及び修理工場の設立は特別規則に定めている。

## 第2章

### 自動車管理

## 第38条 一般規則（新）

道路を通行する全ての自動車運転者は交通規則に厳格に従う必要がある、自動車登録番号標を有し、文書一式を携帯する必要がある、かつ、この法律42条に定めた保険に加入する必要がある。トゥクトゥク型三輪旅客自動車については、制動装置、前照灯、尾灯を有し、か

つ、車体側面及び後面に光線反射板を取り付ける必要がある。

道路を通行する原動機により走る全ての自動車運転者は交通規則を同じく厳格に従う必要があり、二輪、三輪自転車については、制動装置 前照灯、尾灯を有し、かつ、車体前面、後面及び側面に光線反射板を取り付ける必要がある。

## 第39条 一般人自動車登録 (改正)

全ての一般人の自動車は、フルトラクター及び大型特殊自動車である吸上車、油圧ショベル、清掃車、ロード・ローラー、吊上げ車などを含め、公共事業運輸省の規則に適合させた登録を行い、また、自動車登録番号標を取り付ける必要がある。

販売店から売られた自動車は関係機関関係官の検査を円滑に行うため、規則により自動車登録番号標を取り付ける必要があり、かつ、販売員は顧客登録の責任を負う必要がある。

## 第40条 国防部隊・治安維持部隊の自動車登録 (改正)

国防部隊・治安維持部隊の専門技術用務及び管理用務に用いる自動車は国防相又は治安維持省が登録及び自動車登録番号標を取り付ける。

国防部隊・治安維持部隊、並びに所属している個人の自動車は公共事業運輸省の規則により登録を行い、また、自動車登録番号標を取り付ける必要がある。

## 第41条 大型特殊自動車移動 (改正)

国道における大型特殊自動車の移動は保安基準に適合する貨物自動車を用いる必要があり、牽引車からはみ出すならば、規則により危険警戒の目印、記号を取り付けさせる。また、陸上運輸法39条の定めにより許可を受ける必要がある。

## 第42条 自動車保険 (新)

保険に関する法律により全ての自動車は保険に加入する必要がある。

## 第4編 陸上交通関係事業

### 第43条 陸上交通関係事業種類 (新)

陸上関係事業はこのような様々な種類を有する：

1. 車両保安基準検査
2. 運転教授、運転講習
3. 交通標識、信号、標示の製造、取り付け、修理
4. 自動車修理業務
5. 駐車場業務

### 6. 自動車牽引業務

#### 第44条 陸上交通関係企業設立 (新)

陸上交通に関する企業設立の目的を有する国内外の個人、法人及び機関は企業法及び投資奨励法の定めにより事業経営許可申請を必要とし、このような主要条件が必要である：

- 経済・技術部門
- 事業経営経験を有す専門家
- 事業の規模及び種類に適した陸上交通に関する技術専門分野の知識、技能及び経験を有する専門家
- 事業の規模、また、種類に十分適した資本、自動車、機械、機器を有す
- 事務所所在地証明書
- 銀行財政証明書
- 陸上交通関係の専門職務を有す

公共事業運輸課はこれらの条件を通し、また、企業登録前に意見を出す検査者である

## 第5編 陸上交通関係団体及び財団 第1章 道路安全支援者協会

### 第45条 道路安全支援者協会の地位 (新)

道路支援者協会は公共事業運輸課に所属する社会機関の1つであり、法律規則により設立、陸上交通用務発展を効率的、かつ、秩序を有することに貢献するため、陸上交通関係事業主、また、社会全ての関係機関が集まる場所である。

### 第46条 道路安全支援者協会の役割 (新)

道路安全支援者協会は社会及び国家発展構築へ貢献する保護、促進及び協会の専門職の発展のために結束して集まり、技術者、陸上交通関係事業主、また、社会全ての関係機関の知識、憲法、法律、規則及び協会職務における活動の役割を有す。

### 第47条 協会権利及び義務 (新)

権利及び義務はこのように有する：

1. 協会自体の活動計画、規則を制定して、陸上交通の発展に貢献する国家社会経済発展計画、政策、法令の説明、広報を行う
2. 協会会員の支援、育成、奨励を行い、そして、業務義務を行う協会会員提案の解決、所謂、職業開発、並びに成果を出す

## 陸上交通法

3. 政策及び法律に基づく協会の合法的利益権の管理及び保護
4. 陸上交通関係の最新の科学技術・テクノロジーを用いる提案
5. 協会の知識、技能向上のため、陸上交通に関する交流、体験を行う
6. 陸上交通用務の国内外両方の全機関からの資金集め
7. 国内協会、また、諸々の専門家の統一団結、委託による国内外の協会との協力関係の強化
8. 公共事業運輸部門、また、委託による国内外の他部門へ協会による成果報告の要約を行う
9. 法令に定めたその他の権利及び義務を行う

## 第2章

### 陸上交通関係財団

#### 第48条 財団(新)

陸上交通に関する財団は利益を求めない社会組織機構であり、援助のために法令及び財団規則の下で設立及び活動し、道路交通事故からの被害者を救助、道路安全用務に貢献する。

#### 第49条 財団の権利及び義務(新)

財団は主な権利及び義務をこのように有する：

1. 道路交通事故からの被害者の支援及び救助
2. 国内外両方の社会からの技術、専門的知識、資金、材料及び乗物分野の動員、啓蒙宣伝活動及び支援維持を行う
3. 財団職務の行いに適した専門技術の自動車、機材を用いる
4. 道路交通事故からの被害者支援及び救助、財団及び関係他機関との交流、経験を関係機関と調整
5. 公共事業運輸部門及び関係他機関へ財団用務実施の報告をまとめる

## 第6編

### 禁止事項

#### 第50条 一般禁止事項(新)

個人、法人又は組織はこのような行動を禁ずる：

1. 道路における交通警報機： 警告標識、標示、警告灯、交通信号機、交通警告標識の破壊、警告標識を汚す物並びに遮蔽する物も含む。
2. 規則に不適合な自動車登録番号標の取り付け
3. 許可を受けずに歩道及び道路指定区において標識設置、広告標識、目印を付ける、商品を置く、道路で式典を行う

4. 道路合い、歩道の運動競技
5. 道路指定区における建設、増築、建設物の拡張
6. カーブ、小路又は交通事故に対して危険、また、危険の恐れのある駐車場所を有さない道路における様々な事業
7. 道路及び小路の掘削、盛土、土塊、材料を置く
8. 道路及び道路合いにごみを捨てる、汚水の流出又は放出、油の流出、洗車
9. 歩道縁石、交差点、分岐路、カーブ、離合不能道路、橋梁出入口及び橋梁路上における駐車
10. 道端における子供の単独放置、道路合いにおける遊び
11. 道路合いにおける家畜の飼育、放し飼い、管理者を有さない家畜の道路移動
12. 法令違反となるその他の行為

#### 第51条 道路使用者用禁止事項(新)

道路使用者はこのような行いは禁ずる：

1. 酒気帯び状態による運転
2. 油断、また、交通規則に不適切な制限速度超過、左右蛇行、競走他の自動車の運転、
3. 道路歩行横断時における携帯電話、様々な電子機器の使用
4. 運転時における携帯電話の使用、テレビを見る、様々な電子機器で画像、VCD、DVDを見る
5. 交通の障害となる大人数で大きく広がった並進歩行
6. 交通の障害となる全ての並進するバイク、自転車の運転
7. 交通の障害となる道路合いにおける自動車の並列駐車
8. バイク、自転車運転時における傘差し
9. 制限乗車数、商品重量又は寸法を超える積載
10. 不許可による危険物の積載
11. 道路中央、橋梁中央における自動車の修理
12. 運転時における音響装置による制限を超えた大音量
13. 道路における不許可による全ての自動車競走
14. 道路において自動車が通行できないような木、枝、石又はその他障害物の放置
15. 法令に反するその他の行為

#### 第52条 陸上交通に関する事業者禁止事項(新)

陸上に関する交通事業者はこのような行いを禁ずる：

1. 事業許可証の貸借又は譲渡
2. 事業主不許可による陸上交通に関する事業の売却、譲渡
3. 許可を受けた種類とは異なった事業を行う
4. 自己事業利益のための共謀、隠蔽



5. 法令に反するその他の行為

第53条 交通管理係官及び関係係官禁止事項（新）

交通管理職員及び関係職員はこのような行為を禁ずる：

1. 交通に関する会社の事業を行う、相談又は技術職員となる
  2. 陸上交通事業の事業、建設、修理及び設置見積りに関する情報を漏らす
  3. 個人及び集団利益のための共謀、依頼、請求、賄賂、越権行為、文書改竄、職権濫用
  4. 自己職責に対する隠蔽、陸上交通に関する文書妨害、事業主による不正行為の隠蔽
  5. 道路通行者及び自動車運転者を脅す、無礼な言葉を使う
1. 法令に反するその他の行為

第7編  
紛争解決

第54条 紛争解決方法（新）

紛争解決はこの方法のどれかで行われる

1. 和解
2. 行政分野解決
3. 経済分野紛争解決組織による解決
4. 裁判同判決
5. 国際的解決

第55条 示談（新）

陸上交通に関する紛争が起こった場合、相手は相談、交渉、また、和解が可能

第56条 行政分野の解決

陸上交通に関する紛争が起こった場合、相手は法律による解決検討のため、その許可を受けた自己関係部門に対し平等の権利を有する。

第57条 経済分野紛争解決組織による解決（新）

陸上交通に関する事業で対立権利を有する場合、相手法令による解決検討のため、経済分野紛争解決組織に対し平等の権利を有する。

第58条 裁判同判決（新）

陸上交通に関する対立が起こった場合、双方とも法律による判決検討のため、人民裁判所に対する訴訟権利を有する。

第59条 国際的な解決（新）

陸上交通事業に関する国際的紛争の解決のために、相手はラオス人民民主共和国が加盟する条約及び国際協定又は合意により国内外又は国際紛争解決組織に対し申し立てができる。

第8編  
国道安全分野委員会

第60条 国道安全分野委員会設立（新）

アセアン、地域、国際の交通制度を統合した利便性、迅速性、安全性を有する陸上交通を管理して普及促進させるため、政府は国道安全分野委員会を設立する。永続的組織ではなく、国防・治安維持に貢献して発展及び成長させ、陸上交通業務管理の国内外との調整役割を有する。

第61条 国道安全分野委員会制度（新）

国道安全分野委員会制度構成：

1. 国道安全分野国家委員会
2. 国道、県道、首都道安全分野委員会
3. 国道、郡道、郡中心地道路安全分野委員会

第62条 国道安全分野国家委員会の構造（新）

国道安全分野国家委員会構成：

1. 公共事業運輸大臣を議長とする
2. 治安維持副大臣を副議長とする
3. 教育及びスポーツ副大臣を委員とする
4. 保健副大臣を委員とする
5. 情報文化観光副大臣を委員とする
6. 財務副大臣を委員とする
7. ラオス赤十字委員長を委員とする
8. ラオス中央労働組合連合副議長を委員とする
9. ラオス中央女性同盟副総裁を委員とする
10. ラオス中央人民革命党青年同盟副書記を委員とする
11. 道路安全支援者協会代表者を委員とする
12. 陸上交通に関する財団代表者を委員とする

国道安全分野国家委員会は首相より任命され、公共事業運輸省に事務局を設け、国道安全分野国家委員会委員長より任命される。

第63条 国道、県道、首都道安全分野委員会構造（新）

国道、県道、首都道路安全分野委員会構成：

1. 公共事業運輸局局長を議長とする

## 陸上交通法

- 警察本部副本部長を副議長とする
- 教育及びスポーツ局副局長を委員とする
- 保健局副局長を委員とする
- 情報文化観光局副局長を委員とする
- 財務局副局長を委員とする
- 県、首都赤十字事務所所長を委員とする
- 県、首都労働組合連合副議長を委員とする
- 県、首都女性同盟副総裁を委員とする
- 県、首都人民革命党青年同盟副書記を委員とする
- 関係する政府及び民間を含む事業関係局代理人を委員とする
- 関係社会組織の代理人を委員とする

国道、県道、首都道路安全分野委員会は県、首都知事により任命し、公共事業運輸局に事務局を設け、国道、県道、首都道安全分野委員会委員長により任命する。

### 第64条 国道、郡道、市道安全分野委員会構造（新）

国道、郡道、市道安全分野委員会構成：

- 公共事業運輸課課長を議長とする
- 警察本部副本部長を副議長とする
- 教育及びスポーツ課副課長を委員とする
- 保健局副課長を委員とする
- 情報文化観光課副課長を委員とする
- 財務課副課長を委員とする
- 赤十字課副課長を委員とする
- 郡、市労働組合連合副議長を委員とする
- 郡、市女性同盟副総裁を委員とする
- 郡、市人民革命党青年同盟副書記を委員とする
- 政府を含む事業関係局及び関係民間会社の代理人を委員とする
- 関係社会組織の代理人を委員とする

国道、郡道、市道安全分野委員会は郡長、市長により任命し、公共事業運輸課に事務局を設け、国道、郡道、市道安全分野委員会により任命する。

### 第65条 国道安全分野委員会の権利及び職務（新）

国道安全分野委員会はこのような権限及び職務を有する：

- 国道安全分野委員会自体が担当する国内法の作成、政策、戦略計画及び国道安全分野管理計画の研究
- 国道安全分野委員会自体が担当する戦略計画及び国道安全分野管理計画の政策実施

- 国道安全分野委員会自体が担当する国道安全分野実施による諸々の部局、地方自治体及び関係局の指導、補助、監査、支援及び調整を行う
- 国道安全分野委員会自体が担当する国道安全分野業務を効率的に行うため国内外からの受けた援助資金の管理及び使用
- 委託による外国との関係及び協力
- 国道安全分野委員会の上層部局に対して実務の報告を纏まる
- 法令及び委託で定めたその他の権利及び職務行動

## 第9編

### 陸上交通業務の管理及び検査

#### 第1章

#### 陸上交通業務管理

### 第66条 陸上交通業務管理機関（改正）

政府は公共事業運輸省を直接の担当者とし、治安維持省、諸々の省、機関及び関係地方公共団体との調整役を含めて委ねることにより、全国国内を一元化、また、統一化した陸上交通業務の管理者とする。

陸上交通管理機関の構成：

- 公共事業運輸省及び治安維持省
- 公共事業局及び県、首都警察本部
- 公共事業課及び郡、市警察本部
- 村役場

### 第67条 公共事業運輸省の権限及び職務（改正）

公共事業運輸省は陸上交通業務管理においてこのような権限及び職務を有する：

- 検討を行う政府へ提出するための陸上交通に関する政策、戦略計画、管理計画及び法令の研究
- 公共事業運輸省自体の詳細な計画、作業計画及び事業となる陸上交通業務に関する政策、戦略計画の拡大を行うと共に指導、補助、実施支援を効率的に行う
- 陸上交通に関する法令及び保安基準の研究、適合する科学技術の研究及び選択を行うと共に実施指導を行う
- 自動車及び部品の技術対策、保安基準、自動車登録番号標の管理、また、自動車登録証及び自動車登録番号標作製に関するテクノロジーの使用
- 陸上交通業務に関する政策実行、戦略計画、管理計画において治安維持省、省、その他の関係機関及び地方公共団体との調整
- 管理情報担当：登録証を適正に印刷するため自動車の登録

7. 情報分析調査、交通事故統計及び道路通行量総計
8. 自動車及び標識管理規制、登録証発行管理、諸県への供給及び希望登録番号標競売を含めた登録番号標作製及び取り付け、全国区域における運転免許証の研修、試験及び交付
9. 陸上交通分野の人材育成、管理、水準向上
10. 陸上交通業務に関する外国、地域、小地域及び国際の関係、協力
11. 陸上交通に関する実務成果を政府へ定期的に報告を纏める
12. 法令に定めたその他の権利及び職務行動

第68条 治安維持省の権限及び職務（改正）

治安維持省は陸上交通業務管理においてこのような権限及び職務を有する：

1. 陸上交通業務に関する政策、戦略計画及び法律草案の意見を公共事業運輸省へ返送する
2. 治安維持省自体の詳細計画、作業計画及び事業となる陸上交通業務に関する政策、戦略計画、法令の拡大
3. 陸上交通業務貢献の国民への認知を狙った陸上交通に関する政策、戦略計画及び法令の広報、説明
4. 陸上交通業務に関する政策実施、戦略計画、管理計画において公共事業運輸省、省、関係他機関及び地方公共団体と調整する
5. 道路における指導、監視、交通の円滑化及び管理
6. 自動車登録番号標作製へ持って行く自動車の情報検査
7. 登録証管理、車両登録番号標作製、取り付け及び使用の責任
8. 道路交通事故を防止及び阻止計画するため陸上交通の安全管理及び秩序整理、交通事故情報分析研究、道路通行量総計
9. 全国区域における陸上交通及びその他の関係法律に関する法律実施の監視及び評価
10. 中央及び地方両方の交通警察、国道警察の管理及び水準向上を行うと共に実務に必要である機器及び自動車
11. 交通警察、国道警察の実務指導、監視、支援を厳格に行う
12. 治安維持省自体の担当である陸上交通業務管理のための協定、命令、勧告、法令の公布
13. 治安維持省自体の実務成果を政府へ定期的に報告を纏める
14. 法令に定めたその他の権限及び職務の行動

第69条 県、首都公共事業運輸局の権限及び職務（改正）

県、首都公共事業運輸局は陸上交通業務管理においてこのような権限及び職務を有する：

1. 自分の県、首都内における政策、戦略計画及び管理計画の実

施

2. 国民へ認知させる陸上交通業務に関する研修、広報、説明を県、首都の警察本部、その他の局と調整する
3. 県、首都における道路交通事故情報分析研究、自動車数及び道路通行量総計
4. 自動車登録、陸上交通及び運転の安全、自動車教習所、運転免許証試験、自動車修理工場保安検査施設及び陸上交通に関するその他の活動管理
5. 登録証印刷のための自動車情報供給
6. 自分の県、首都内における陸上交通業務を発展させる国内外の資金検索のための事業申請書の作成
7. 陸上交通標識及び標示の管理、設置、破損なき道路標識及び標示の監視、維持管理
8. 県、首都における試験実施、運転免許証交付
9. 陸上交通実務成果を公共事業運輸省、県庁、都庁へ定期的に報告を纏める
10. 法令及び委託により定めたその他の権限及び職務の行動

第70条 県、首都警察本部の権限及び職務（改正）

県、首都警察本部は陸上交通業務管理においてこのような権限及び職務を有する：

1. 自分の県、首都の陸上交通業務に関する政策、戦略計画及び管理計画の実施
2. 国民へ認知させるための陸上交通業務に関する研修、広報、説明を県、首都の公共事業運輸局、その他の局と調整する
3. 陸上交通の安全及び秩序保護のため、道路における運転者、また、全ての自動車の法令尊重並びに実施の監視
4. 自動車登録番号標作製又は取り付け前の自動車情報検査
5. 治安維持省委託による自動車登録番号標の作製及び取り付け
6. 治安維持省自体の担当における計画及び防止のため、県、首都道路における道路交通事故統計供給、情報分析研究及び道路通行量総計
7. 法令による自分の県、首都内の道路交通事故研究及び解決
8. 郡、市の交通警察、国道警察を直接に管理及び指導
9. 陸上交通実務成果を治安維持省、県庁、都庁へ定期的に報告を纏める
10. 法令及び委託により定めたその他の権限及び職務の行動

第71条 郡、市公共事業運輸課の権限及び職務（改正）

郡、市公共事業運輸課は陸上交通業務管理においてこのような権限

## 陸上交通法

及び職務を有する：

1. 公共事業運輸課自体の担当における陸上交通に関する政策、戦略計画及び管理計画の実施
2. 郡、市の警察本部、その他の課との調整を行う
3. 自分の郡、市内の自動二輪車、耕運機、軽貨物自動車の運転免許証試験実施、登録管理
4. 事業許可発出に関する意見：自動車修理店、自動車板金塗装店、タイヤ修理店、洗車店、旋盤工場、部品販売店、自動車装飾店及び陸上交通に関するその他の事業である
5. 郡、市公共事業運輸課自体の担当における陸上交通標識及び標示の管理及び取り付け
6. 法令による自分の郡、市において発生する交通事故の解決に加わる
7. 公共事業運輸課自体の担当における自動二輪車、耕運機の保安基準検査、自動車修理工場の管理
8. 自分の郡、市内における道路交通事故、通行量の情報収集
9. 陸上交通実務成果を県、首都の公共事業運輸局、県庁、市役所へ定期的に報告を纏める
10. 法令及び委託により定めたその他の権限及び職務の行動

### 第72条 郡、市警察本部の権限及び職務（改正）

郡、市警察本部は陸上交通業務管理においてこのような権限及び職務を有する：

1. 郡、市警察本部自体の担当における陸上交通に関する政策、戦略計画及び管理計画の実施
2. 国民へ認知させるための陸上交通業務に関する説明を公共事業運輸課と調整を行う
3. 道路における秩序、公共駐車場整理、また、通行の円滑、管理を快適、安全及び円滑にする
4. 法令により郡、市において発生する道路交通事故の検証、捜査、解決及び事件調書の作成
5. 自分の郡、市内道路における道路交通事故及び道路通行量の情報収集
6. 陸上交通実務成果を県、首都の警察本部及び郡庁、市役所へ定期的に報告を纏める
7. 法令及び委託により定めたその他の権限及び職務の行動

### 第73条 村役場の権限及び職務（新）

村役場は陸上交通業務管理においてこのような権限及び職務を有する：

1. 陸上交通に関する命令、協定、勧告を村区域及び村内住民への説

明

2. 自分の村内道路における交通警告標識、警告灯、標示の維持管理に関わる住民の動員と共に交通警告標識、警告灯、標示の破損損害を直ちに郡、市の公共事業運輸課へ報告
3. 自分の村内道路において発生する交通事故現場把握の助力に加わると共に直ちに郡、市に属する交通警察、国道警察へ報告
4. 陸上交通管理係官との協力を円滑に行う
5. 法令及び委託により定めたその他の権限及び職務の行動

## 第2章

### 陸上交通業務検査

#### 第74条 検査機関（新）

陸上業務検査機関はこのような2種を有する：

1. 内部検査機関はこの法律66条に定めた陸上業務管理機関と同機関である
2. 外部検査機関：
  - 国会監査法の定めによる国会
  - 政府検査法の定めによる政府及び汚濁防止の検査機関
  - 政府調査法の定めによる政府の調査機関
  - ラオス愛国戦線、大衆組織、国民及び報道機関外部検査は強力性、透明性、公平性、かつ、効率性を有すための陸上交通業務の管理、また、検査機関の実務検査が目的である。

#### 第75条 検査機関の権限及び職務（新）

検査機関の陸上交通業務検査はこの法令76条及び77条において定めた内容及び方法に従った権限及び職務を有する。

#### 第76条 検査内容（新）

陸上業務検査はこのような主要内容を有する：

1. 陸上交通に関する政策、戦略計画、管理計画、法律の実施
2. 建設事業、交通警報装置の設置、修理及び修復
3. 道路における安全保護対策の実施、国民の生命、健康、財産、公共財産及び環境に対する影響の解決
4. 自動車の修理、改造、保安検査に関する事業活動、運転免許証の訓練、教育、試験
5. 運転者文書、自動車文書及び登録番号標、運転者呼気内アルコール濃度及び自動車全ての通行速度の検査者を交通警察及び国道警察へ委託する

#### 第77条 検査方法（新）

陸上業務に関する検査はこのような3つの方法を有する：

1. 通常検査とは定期的、また、確定期限を有す計画により行う検査
2. 事前通告検査とは計画以外に行う検査で、必要性が有ると考えられる際に検査対象者へ事前に通告する検査
3. 緊急検査は検査者へ事前通告なしで緊急に行う検査  
その陸上交通検査は厳格な法令に従って適正に行う。

## 第10編

### 道路安全分野国家週間、制服及び記章

#### 第78条 道路安全分野国家週間、制服及び記章（新）

道路安全分野の国家週間を4月最初の週と定める。

毎年、公共事業運輸省は治安維持省、諸々の省、その他の機関、また、計画に挙げた全ての地方公共団体との調整役となり、同週間中は道路安全に関する事業へ広く関与するため、社会の関係局全てから労働力、自動車、機器、資金を動員する。

#### 第79条 制服及び記章（新）

交通警察及び国道警察の制服及び記章は治安維持省を決定者とする。  
公共事業運輸係員の制服、記章は公共事業運輸省を決定者とする。

## 第11編

### 実績者免除及び違反者処分

#### 第80条 実績者免除

この法令実施において道路安全、交通秩序及び道路環境維持業務等に関与した実績優秀な個人、法人又は組織は法律により表彰、また、免除その他を受ける。

#### 第81条 違反者処分

この法律、また、他の関係法律に違反した個人、法人又は組織は指導教育、懲戒、罰金、民事的損害額弁償を行うか、軽罪或いは重罪次第により法令に従って起訴を行う。

#### 第82条 指導教育処分

この法令及び関係する他の法令に違反した個人、法人又は組織は刑事的犯罪とはならない軽微な禁止事項等は指導教育或いは注意にあたる。

#### 第83条 懲戒処分（新）

この法令及び関係する他の法令を違反した陸上交通係官及び関係職

員が刑事的犯罪とならない禁止事項を犯す、危害を加える、犯罪報告の虚偽及び大差、自分の罪からの回避等は規律による懲戒： 戒告、昇進停止、公務員からの免職にあたる。

#### 第84条 罰金処分（改正）

この法令及び関係する他の法令を違反した個人、法人又は組織が刑事的犯罪とならないこのような場合は罰金を科す：

- 規定以上に酔った状態による自動車運転
- 規定以上の速度による自動車運転
- ヘルメット不着用による自動二輪車運転
- 自動二輪車運転で傘を差す
- 運転中における携帯電話使用、テレビ視聴又は電子機器で遊ぶ
- 陸上交通信号、警告標識及び標示の違反
- 自分が運転する自動車種類の免許不取得、自動車の文書なし
- 定めた道路の違反走行
- 基準を超えた騒音を出した自動車走行
- 交通規則に不適合な走行用前照灯の灯火
- 夜間における片方だけの前照灯の灯火
- 四輪車以上の片方だけの前照灯の灯火
- 日中の暗い天気： 暴雨、濃霧、粉塵の状態における無灯火
- 基準以上の黒煙、白煙の排出
- 制動装置不備又は保安基準不適合、後写鏡不備
- 重量超過、寸法超過、数量超過の積載
- 不許可による自動車の改造
- 交通規則及び関係する他の法律違反  
罰金率については特別規則に規定した。

#### 第85条 民事措置

この法令を違反した、また、加害行為をした個人、法人、機関は自分の起こした損害額を弁償する必要がある。

#### 第86条 刑事措置

刑事犯罪としてこの法令を違反した個人は刑事法により刑を科す。

#### 第87条 付加刑措置

この法令86条に定めた主刑以外で、特別法により犯罪者は付加刑として運転免許の取得種類を取り除く又は運転免許証の取り消しとなる。

## 第12編

### 最終規定

# 陸上交通法

## 第88条 実施

ラオス人民民主共和国政府をこの法令の実施者とする。

## 第89条 施行

この法令はラオス人民民主共和国国家主席が公布から60日間経ってから施行する。2000年4月8日付け02号/国会の陸上交通法はこの法令へ移行する。

この法令をと抵触するどの法律、規則も完全に無効とする。